

入院基本料に関する事項

1. 当院は厚生労働大臣が定める基準による看護を行っている保険医療機関です。
2. 当院は関東信越厚生局長に「障害者施設等入院基本料（10対1）」を届け出ており、
該当病棟では1日に10人以上の看護職員（看護師及び准看護師）を配置しています。
なお時間帯毎の配置は次のとおりです。
 - 朝10時～夕方18時：看護職員1人当たりの受け持ち患者数は6人以内
 - 夕方18時～朝10時：看護職員1人当たりの受け持ち患者数は17人以内
3. 当院は関東信越厚生局長に「回復期リハビリテーション入院基本料2」を届け出ており、
該当病棟では1日に9人以上の看護職員、1日に4人以上の看護補助者を配置しています。
なお時間帯毎の配置は次のとおりです。
 - 朝9時～夕方17時：看護職員1人当たりの受け持ち患者数は8人以内
 - 朝9時～夕方17時：看護補助者1人当たりの受け持ち患者数は10人以内
 - 夕方17時～朝9時：看護職員1人当たりの受け持ち患者数は19人以内
4. 当院は関東信越厚生局長に「療養病棟入院基本料1」を届け出ており、
該当病棟では1日に9人以上の看護職員、1日に9人以上の看護補助者を配置しています。
なお時間帯毎の配置は次のとおりです。
 - 朝9時～夕方17時：看護職員1人当たりの受け持ち患者数は12人以内
 - 朝9時～夕方17時：看護補助者1人当たりの受け持ち患者数は12人以内
 - 夕方17時～朝9時：看護職員1人当たりの受け持ち患者数は30人以内
 - 夕方17時～朝9時：看護補助者1人当たりの受け持ち患者数は30人以内
5. 当院は関東信越厚生局長に「認知症治療病棟入院料1」を届け出ており、
該当病棟では1日に9人以上の看護職員（看護師及び准看護師）、1日に8人以上の看護補助者を配置しています。
なお時間帯毎の配置は次のとおりです。
 - 朝9時～夕方17時：看護職員1人当たりの受け持ち患者数は12人以内
 - 朝9時～夕方17時：看護補助者1人当たりの受け持ち患者数は10人以内
 - 夕方17時～朝9時：看護職員1人当たりの受け持ち患者数は30人以内
 - 夕方17時～朝9時：看護補助者1人当たりの受け持ち患者数は60人以内

2025年4月1日

東所沢病院